



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	米国の社会科教科書にみる日本
Author(s)	Barrows, Jason A.
Citation	教授学の探究, 18, 183-198
Issue Date	2001-03-19
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/13627
Type	departmental bulletin paper
File Information	18_p183-198.pdf



米国の社会科教科書にみる日本

Jason A. Barrows

(北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程)

はじめに

本稿の目的は、米国の中学・高校の社会科教育で日本歴史を教える授業書を作成するに当たり、その準備のひとつとして、米国で日本歴史教育がどのように行われているのか、具体的にその現況を示すことである。

米国の学校制度において、日本についての記述を教科書を見つけることはなかなか容易ではない。なぜならば、米国の学校制度の教育財政や管理運営の主体は連邦政府の連邦教育省ではなく、州教育局と市町村の地方教育委員会に委ねられているからである。そのため、各州、各地方それぞれが使用する教科書は多種多様にわたり、日本のような法的強制力をもった学習指導要領や検定教科書を統一的に使用する中央集権的な教育は見られない。したがって、米国の学校で何が教えられているのか、その教育内容を知りたいければ、それぞれの州教育局と地方教育委員会へ直接出向かなければならない¹。教育内容に日本を取り上げるかどうかは州教育局と地方教育委員会、さらには市町村に設置されている各学区の学校法人に任されているのである。

そこで、本稿では、事例研究として Indiana 州の学校教育を取り上げ、近年 Indiana 州立学校の生徒が日本について何を教えられているのか、Indiana 州 Carmel 学区² の社会科日本教授カリキュラムを中心に見ていくことにする。まず最初に日本教授カリキュラムの位置づけを述べるため、米国の学校制度の教育財政や管理運営について概論しておく。次に、日本教授カリキュラムと教科書に見る日本の記述について考察していきたい。

1. 連邦政府と教育

米国は連邦制国家であり、連邦政府の権力は分権化されて、厳格な三権分立制をとっている。さらに、連邦政府の構成だけに分権化が見られるのではなく、連邦政府と州政府との間の分権化、州政府と地方公共団体との間の分権化も進んでいる。これを教育分野で見ると、連邦政府の教育省、州教育局、地方教育委員会に分権化されている。

教育に関する管理運営については、連邦憲法がその権限を連邦議会に与えるとは定めていないことから、その法的権限は州の主権として置かれていると解釈されている。そのため、連邦議会は連邦憲法第 1 条第 8 節の「一般の福祉」を適用することにより、教育分野への連邦援助を行っている。連邦議会の教育機関の一つとしては、連邦議会の財政から資金を受けて活動している連邦教育省があり、連邦議会の要請を受けて教育調査・報告や財政的援助等を行っている。また、連邦教育省の組織の一つとして William T. Grant³ 財団があり、この財団も教育分野への財政的援助を行っている。

そこで、ここでは連邦教育省、William T. Grant 財団、連邦議会、それぞれの教育分野の機能を見ていくことにする。

(1) 連邦教育省の機能

連邦教育省⁴は連邦議会が1980年5月4日に設立した行政機関であり、大統領の閣議の一員である長官を有している。連邦教育省の機能は基本的に3つのカテゴリーに分けられている。まず、第一には、表現の自由、信教の自由、法の下での平等といった法で保障されている権利が、学校で法的な保護を受けているかどうかを、連邦裁判所が判決を下したものについて規則を策定する任務を持っている。第二には、教育制度と教育内容について、調査研究と調査結果の記録を任務としている。第三には、連邦の教育方針を発議し、その実現のために州や地方の教育機関へ財政的援助を行うことを任務としている。

まず、第一の任務に関しては、公立学校での宗教的な慣例をめぐる訴訟が長年後を絶たず、これらの訴訟の各々は長期化を呈している。訴訟対象として挙げられている慣例は、教育現場での祈祷、自己の宗教上の信義に反するような誓約を強制されること、特定の宗教団体から提供された学校用教科書を使用することなどがある。これらの訴訟を踏まえて、連邦全体として教育現場の動向を明らかにして、教育現場の改善を目指した規則を提案している。

第二の任務については、米国教育局は教育分野の最新の研究調査結果や統計を収集して公開している。米国教育局の調査例としては次の事例をあげることができ、これらの情報は州教育局や地方教育委員会が学校教育を改善するための技術的援助であり、親や教師や各学校法人などの教育関係者等との情報共有でもある。

Educational Research and Improvement Reports and Studies⁵

Adult Education	Hispanic American Education	After School Programs
Home schooling	International Studies	Science Education
At-Risk Students	Bilingual Education	Mathematics Education
Technology	Disabilities	Vocational Education

第三の任務については、連邦教育省の財政的援助は連邦全体でおこなうその約半分を占めている。大きな額のものとして具体的には、1980年代に観測された初等・中等教育段階の“著しい学力低下”に際する財政的援助が行われている。また、1980年代の国際的な産業競争力低下に際しては、数学、科学、英語、歴史教育の改善に対して財政的援助が行われている⁶。さらに遡れば、1950年代後半 sputnik shock に際して、米国内の数学教育と科学教育の改善が声高に叫ばれ、連邦教育省の前身である教育局（保健・教育・福祉省の外局）が財政的援助を行っている⁷。

(2) William T. Grant 財団の機能

William T. Grant 財団は1988年に設立された労働、家族、公民権問題に取り組む委員会である。William T. Grant 財団は労働領域の一つとして教育制度の問題を指摘している。例えば、大学進学をせずに高校卒業後すぐに就職する高校生にとっては公立学校のカリキュラムは就職後に役立つおらず、大学進学者と同等の教育の機会が与えられているとは言えないと財団は指摘している。そして、幼稚園での教育から既就職者の再教育に至るまで、学校は生徒に労働に役立つ教育をもっと備えなければならないと財団は主張し、連邦全体の教育活動へ影響を及ぼしている。

(3) 連邦議会による臨時財政援助

連邦議会は公教育への財政援助の義務を負っていないが、自主的に援助を行っている。連邦議会は教育分野への臨時的な財政援助を行なうことが可能である。財政援助は平等な教育機会の欠如が発生している場合にその解決を促す教育計画に使用されたり、教育制度の総合的な見直しを目的に使用される。つまり、連邦議会の財政援助は、学校運営の維持を主たる目的としたものではなく、あらゆる生徒に対して教育機会の平等化を普及することを目的としており、そのための革新的な教育計画を公立学校に奨励するものである。Educational Research and Improvement Reports and Studies に見るような連邦教育省の調査結果をもとに、連邦議会の交付金の大部分は、特定の目的に使用されることを前提として、各部門毎に支給されている。これらの交付金は、あくまでも州や地方の教育機関への補助的な援助である。

2. 州 と 教 育

前章では連邦政府における教育分野の機能を見てきたが、各州には教育局が置かれていて、州教育局は小学校、中学校、高校などの教育課程の基準や主な教科の教育内容の基準、大学入学資格の科目の指定、障害者の障害の種類・程度等に応じた教育課程の基準など、州内の教育基準を設定している。そして、各市町村には地方教育委員会が組織され、それぞれの地域で地域の実情に考慮した教育行政を展開している。そこで、次に、州教育局と地方教育委員会の教育財政について見ることにし、教育カリキュラムに州および地方の独自性が出せる根拠を、いかに州や地方が教育に関する管理運営の権限を与えられているかを財政的に示すことによって述べておきたい。

(1) 州財政における教育財政

(1-1) 教育への州財政の影響

米国民の大多数の人々はすべての者に対する平等な教育という観念を信じている。しかし、すべての学区で、すべての子ども達に、同質な教育が行われているとはいえないのが現実である。教育財政は州税と地方税の歳入つまり州や地方の財政状態にずっとと依存しているため、財政的に見ても同質な教育が可能な環境が整えられていないのである。

まず、支給される教育基金の大部分が、州税や連邦税よりも地方税に基づいている学校もあることがあげられる。学校の歳入に占める連邦税の割合は各学校で異なっているが、いずれの州の学校も10%未満であることは変わりはない。例えば、Indiana州では、学校の歳入の50%以上が地方税で賄われている。そして、Indiana州の地方の学校の歳入の98%が資産課税から出されている。資産課税は徴収率が高く、米国では脱税しにくい税であるため、米国内では広く使用されている税制である。

さらに、同じ州内の学校間でさえ、教育基金の配分に不平等が生じている。学校への教育基金が地方税に基づいて賄われているとき、不平等の問題が発生しやすい。高い価値の財産を所有している高所得者層の住民が多い地域では税収の基盤が安定しており、より多くの教育基金を地域内の学校へ配分することが可能である。例えば、100万ドルの評定価値をもった財産を所有する住民がいるA地域と、50万ドルの評定価値をもった財産を所有する住民がいるB地域があるとすると、A地域の学生人口は1000人、B地域の学生人口も同数とする。100ドルの評定価値の財産につき2ドル課税すると仮定すると、A地域では200万ドルの教育基金を、B地域で

は 100 万ドルの教育基金を生み出すことができる。このように、B地域の学校へ通う学生は、A地域の学生よりも半分しか地方税に基づく教育基金を受けることができないのである。このように、教育財政のあり方は教育の質の向上に影響を及ぼしている。

(1-2) 州財政における文教費の構成

州による教育基金の支給方法は、地方の学校地域（学区）の間における教育基金の均等化を促進している。これは次のように説明できる。

州の教育基金は様々な税収によってもたらされている。例えば、消費税、所得税、資産税、贈与税、事業税などの税収である。州の教育基金は、一定額の交付金と、均等化を図る為の交付金の2つに分けられる。通常、一定額の交付金は、前年度の各学校での学生の平均出席率に基づいて算出される。平均出席率が同率の学校は、同額の交付金を得るという仕組みである。しかし、この交付金は、学区の住民の地方税の納税能力の変化に考慮していない。

一方、均等化を図る為の交付金は、身障者等の学生のために支給される。この交付金は、高所得者層の学区よりも低所得者層の学区により多くの基金を配分し、平等な教育を図るために調整されている。公教育の州による援助の水準は、連邦と地方の基金の歳出可能な税収の水準に依存している。

(2) 市町村による教育管理

世界中の産業化した多くの国とは異なり、米国は公教育を中央集権的な統制下におかず、教育に関する管理運営の権限は州に与えられてきた。そして、各州は地方の学校法人に教育に関する管理運営の大部分の責任を委任している。財政的にみても、元来、米国の教育史上では公立学校の歳入について、その公立学校が立地している地方すなわち市町村からの支出が少なくない。

地方の学校法人が教育に関して管理運営をするためには地方が主要な財源であることが不可欠だという保守的な見解が米国では主流である。しかし、1950年代、教育予算における主要な財源を中央集権的に連邦政府へ移そうという運動がおこった。その運動の渦に連邦政府は巻き込まれたが、Conantのような教育指導者の中には中央集権的な教育管理について反対する者も多く、連邦政府による管理は州政府による管理よりもはるかに危険をはらんでいること、市町村による教育管理が理想的な原型であり州政府の管理下では最大限の責任を市町村に委ねることが可能であること、連邦政府による資金援助は州政府が州の財源から最大限に尽力したと立証した場合のみ係わるべきであること等の主張が展開された。その結果この運動は失敗に終わった⁸。

Ronald W. Reaganの共和党政権下では保守的な政策によって、連邦政府の歳出における教育資金の負担が減り、その一方で州政府による教育資金の負担が一層進んだ。Reaganは学校は州政府によって管理され、州政府は公教育の教育資金に責任を持つべきであるとの考えを持っていた。この信念は今日でも続いている。現在では、米国議会の議長であるDennis Hastertが「私の最優先事項の一つは教育であり、市町村による教育管理の重要性を確信している」と述べ、州政府が教育を管理するように力説している。Hastertは「ワシントンで我々は画一的な教育をもたらす法律（one-size-fits-all legislation）を作成すべきではない⁹」とも述べている。

また、市町村による教育資金の管理を強調する事は、別の、より重要な問題を含んでいる。す

なわち、教育資金を管理する者は学校で何を教えるかについても管理するのである。その結果、教育内容と教育の質について各地方の間で相違が生じ、それは各州の間の相違が生じることを意味する。このことから、教育制度が最大限に効力を発揮しているとは言えないと結論を出す立場も生じているのは事実である。

3. 米国の学校教育と日本

ここまでは、米国の学校制度の管理運営や教育財政について州や地方の自主性があることを見てきた。管理運営面でも、財政的面でも州および地方の自主性が出せることから、教育カリキュラムについても州や地方がそれぞれの与えられた権限で独自性を打ち出すことができるのである。その独自性の現れの一事例として、Indiana 州では社会科カリキュラムに日本の文化・習慣・言語を取り上げて指導することを推薦して情報提供と推進体制の整備を進めている。その結果、同州内の Carmel 学区では日本教授カリキュラムを作成して実践している。

しかし、米国の中西部に位置する Indiana 州が社会科カリキュラムに日本を指導することを積極的に促し始めたのは 1987 年であり、それ以前、Indiana 州教育局と市町村の学校法人の大部分は日本に関心をほとんど抱いていなかった。この背景には 1983 年に発表された連邦政府報告書「危機に立つ国家」の教育改革がある¹⁰。この報告は 3 つの問題を指摘した。第一には 1960 年代初期から米国内で教育の質が大いに低下していること、第二には教育の衰退は米国経済を弱体化させること、第三には州政府はこの衰退を止めて覆す責任があることを指摘した。「商業、産業、科学技術の分野が、世界中の競争相手に追いつかれた。(中略)知識の貧弱化はますます進行し、我々の社会の教育基盤を浸食している。」という当時の教育長官 T. H. Bell の訴えにも現れているように、米国経済を支える人材の育成が急務であるという認識があった。これにより、連邦政府も州政府も米国は丸丸となって学校機能と学生の学力を向上させるのに有効な教育モデルを求め海外調査を直ちに開始した。この調査の間、日本の経済成長と教育的成功が研究者達の関心を強く引き、さらに日本と米国との社会的、文化的、教育的相違について the Chicago Tribune の社説も数回取り上げて日本を重視する報道がなされた¹¹。

そこで、本章では、Indiana 州の日本教授カリキュラムと社会科教科書に見る日本の記述について考察していきたい。

(1) Indiana 州立学校に見る日本教授カリキュラム¹²

(1-1) Indiana 州社会科カリキュラムと日本教授の取り組み

1987 年の Indiana 州教育局による社会科カリキュラムでは、日本について具体的な指導例を市町村の学校法人に推薦した。次にその一部を紹介する。

1987 年に改正された時には、1983 年の教育改革の影響で Indiana 州教育局は各学区の学校法人の教育内容に各学校の創意工夫をさらに一層促し、その責任と自主性を求めた。

さらに、1987 年には Indiana 州議会¹³ は市町村の公立学校団体に 264,000 ドルを割り当て、日本語と日本文化のコースを Indiana 州の中等・高等学校に導入するように教育財政面でも奨励した。州の財政的支援を受けて、市町村の学校法人は日本語・日本文化の授業を作り始めた。1990 年上半期の Indiana 州教育報告には「日本語と日本文化授業における高校生の履修届が著しく増加している」と記述されている。3 年間という短い期間で、Indiana 州の高校の日本語と日本文化の授業コースは、全州のなかで 4 番目にまで急上昇した¹⁴。上位は Washington,

1. 第二次世界大戦中における日本の印象について対比しなさい。
 - a. 今日、日本について、どのような印象があるか？
2. 日本の産業輸入の写真を集めなさい。
(例： ソニー、日立、東芝、ホンダ、ヤマハ、トヨタ)
 - a. なぜ米国の工業生産者は米国市場における日本の「侵略」について警戒感をもつのか？
 - b. 日本人は産業生産にますます有能であるであるならば、その理由は何であろうか？
 - c. 家族の拡大は日本の重要な文化観念と習慣のひとつであることは明らかである。これは規律正しい産業労働者層とどのような関連があるのだろうか？
3. 米国人と日本人とは、両者とも茶を飲む。それにもかかわらず、日本の茶の湯は日本独自のものである。この習慣について研究をしようと試みる生徒がいるかもしれない。授業では、この茶の湯を生徒が実演できる。

Oregon, Hawaii の3つの州であるが、Indiana 州が中西部に位置していることを考えると、これは飛躍的な達成度であった¹⁵。Fortune 誌¹⁶の同年10月号では、Indiana 州の日本語と日本文化の授業プログラムについて全国的な関心が寄せられていると報道されている。

そして、1993-1994年の間、Indiana 州の学校法人は「米国経済と国防にとって重要」である外国語指導の質を向上させるために、Indiana 州教育局を通して、合計23万ドルの連邦政府交付金を受け取った。ここで言う外国語指導の中に、日本語が含まれているのである¹⁷。この期間、Indiana 州は広い国際的な見解を獲得し、日本について理解を深めるために、日本人の教師を招聘し、日本語と日本文化が教えられている Indiana 州の学校にこれらの日本人教師を訪問させている。このように、Indiana 州の学校法人は日本語と日本文化の授業への取り組みを強化させていったのである¹⁸。

その後、1996年に Indiana 州の社会科カリキュラムが改正されて、現在もそのカリキュラムに準じて日本教授への取り組みが行われている。社会科カリキュラムでは学年毎に学習テーマが決められて、第7学年（日本の中学1年に相当）の必修科目「世界史」と第10-12学年（日本の高校1-3年に相当）の選択科目「世界史」において日本文化・歴史が教えられている。そして、それぞれの学年の知能発達に適するように指導方法・内容を工夫して授業するように各学校に促している。その結果、Indiana 州教育局による社会科カリキュラムも市町村の学校法人がカリキュラム作成のときに参考となるような質問等を載せて書き直された。1996年版では、日本は「アジア、アフリカ、中東、太平洋諸島、東欧、ソ連」が含まれた「東諸国」の一部に位置づけられて、それぞれの地域の質問等が載っている¹⁹。

(1-2) Indiana 州 Carmel 学区の社会科日本教授カリキュラム

Indiana 州 Carmel 学区では、Indiana 州の社会科カリキュラムよりもさらに詳しく具体化した日本教授カリキュラムを作成している。1997年改正の現行の社会科カリキュラムでは、第7学年での学習内容をさらに深めて高校での「世界史2」と「世界史4」で教えることになっている。

「世界史2」は主に第7学年の復習内容である。「ルネッサンスから革命へ(1350-1600)」の章で日本の文化・歴史について学習する。その内容は、「日本の文明の基盤」として日本の風土、中国からの影響を学び、「封建制度から国家へ」として日本の封建制度、戦国時代、幕府と将軍、伝統文化、鎖国について学習することが載っている。

さらに、「世界史4」では戦後の日本について学習する。Mac Arthur と占領軍、戦後日本の三大問題(国家機能の回復、食糧不足の国家への食料供給の方法、日本の再建の方法)、日本の復興(新製品の重点化、米国からの援助資金)などが学習内容として載っている。

また、第二次世界大戦・太平洋戦争の日本についての記述は、高校での「合衆国史4」で取り上げることになっている。そこでは、日本の軍国主義、米国参戦にみる日本の攻撃、Pearl Harbor、沖縄(犠牲者と神風)、Manhattan Project(広島・長崎への原爆投下)について学習するように構成されている。

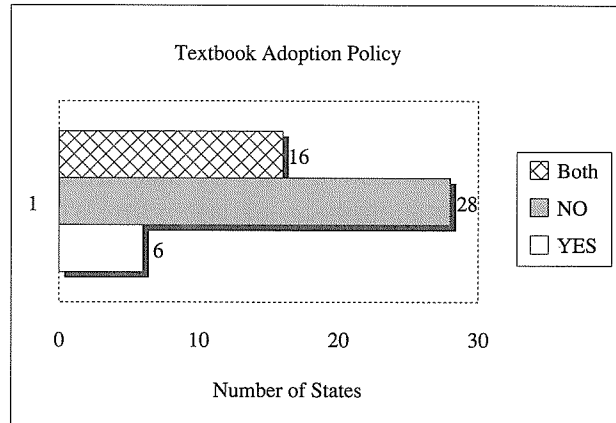
4. Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書にみる日本

米国の学校制度上では、管理運営や教育財政において、州教育局や市町村の学校法人の自主性があることをこれまで見てきた。教科書の採択においても、次の表のように州教育局や市町村の学校法人の自主性を見ることができる。

Alabama	B	Illinois	N	Montana	N	Rhode Island	N
Alaska	N	Indiana	B	Nebraska	N	South Carolina	B
Arizona	N	Iowa	N	Nevada	B	South Dakota	N
Arkansas	B	Kansas	N	New Hampshire	N	Tennessee	B
California	N	Kentucky	B	New Jersey	N	Texas	B
Colorado	N	Louisiana	B	New Mexico	Y	Utah	Y
Connecticut	N	Maine	N	New York	N	Vermont	N
Delaware	N	Maryland	N	North Carolina	B	Virginia	B
Dis. Of Columbia	N	Massachusetts	N	North Dakota	N	Washington	B
Florida	Y	Michigan	N	Ohio	B	West Virginia	B
Georgia	Y	Minnesota	N	Oklahoma	Y	Wisconsin	N
Hawaii	N	Mississippi	Y	Oregon	B	Wyoming	N
Idaho	B	Missouri	N	Pennsylvania	N		

教科書の採択については3つの方式があり、まず1つには州教育局が認定した教科書一覧から各学校が選ぶ選定方式(表上では Yes と回答した州)、2つ目には教科書の編集も採択もすべて各学校が自由に行う選定方式(表上では No と回答した州)、3つ目には前述の2つの方式を併用する方式(表上で Both と回答した州)がある。3つ目の併用方式では、州教育局が認定した教科書一覧から各学校が選びたくなければ、各学校が自由に教科書を編集・採択できるのである。また、1つ目の選定方式で、どうしても州教育局の認定の教科書を使用したくない場合は、州教育局からの財政的援助を受けずに、各学校が自費で教科書を編集・採択することも可能である。

このように教科書の採択についても各州、各市町村の自主性が重んじられている。ここで Indiana 州について見ると、Indiana 州では併用方式を取り入れて各市町村の自主性を尊重して



いる。Indiana 州 Carmel 学区の中学校では、社会科教科書については州教育局の推薦した Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書を使用している。これは Carmel 学区の隣の Westfield 学区でも使用されているものである。

そこで本章では、Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書の日本を記述した教育内容の特徴について述べ、その事例を手がかりに、米国における日本についての歴史教育はどのような状況にあるのかを考えていきたい。順序としては、まず第一に具体的にこの教科書がどのような内容を教えているのか、第二にその内容がどんな特徴をもっているのか、第三にこのような教科書が作られる背景にある歴史観について指摘していくことにする。これらをふまえて、最後に米国の社会科教育における日本歴史を指導するときの論点・問題点を整理しておきたい。

(1) Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書における日本の記述

Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書²⁰の第9章「日本」の目標は以下の通りである。

第1課	日の出ずる処の国
目標1	日本の地理がどのように国家としての初期発展に影響を与えたかを説明する
目標2	神道の日本政治における影響を叙述する
目標3	古代の日本文化への中国文化の影響を評価する
第2課	発展する国風文化
目標1	日本独自の文化の発展を引き起こした社会的・政治的事件を分析する
目標2	京都の文学・作家の特徴を表す
目標3	地方の生活における宮廷の影響を評価する
第3課	将軍の権力
目標1	武士の台頭をもたらした要因を確認し、日本政府への武士の影響を説明する
目標2	日本文化における仏教の影響を評価し、日本社会が変化したときどのように仏教が変わったのかを説明する
目標3	中世日本の文化的達成を確認する
第4課	鎖国体制の日本
目標1	将軍が日本を統一するようになった方法を評価する

目標2 日本に商人の台頭を引き起こした状況を描写する

目標3 初期の近代日本に現れて形成された町人文化を描写する

この章の目標を見るだけで、ヨーロッパ歴史学の影響を受けた「古代」「中世」「近代」といった時代区分の三分法の導入が現れていることがわかる。それは武家社会の成立をもって「古代」の終わり、なおかつ「中世」の始まりとし、徳川幕府の成立をもって「近代」とするといった区分である。武家社会の成立が「中世」に位置づけられているのは次の章でも続き、ここでは中世ヨーロッパの封建社会と日本の武家社会の類似点と差異点が記述されている。

さて、第9章ではこの三区分によって日本史が展開されているわけだが、その展開は政治面と文化面の二つの面で日本という一国が体験した画期的変化を叙述する形式がとられている。「古代」は主に中国文化の受容と日本の独自文化の発展について、「中世」は武家政治の成立と文化への影響について、「近代」は徳川幕府の統治体制と町人文化について組まれている。

また、この教科書では日本を東アジア地域の一国として位置づけている。仏教や漢字の受容といった宗教・言語面での東アジア文化圏の影響を教科書では大きく取り上げている一方で、それ以上に日本文化の特異性を浮き彫りにしようとする姿勢が章の目標を見るだけでも現れていると言える。

そこで、具体的にこの教科書がどのような内容を教えているのか、各課毎に見ていくことにしよう。

(1-1)「第1課 日の出ずる処の国」の教材構成

第1課の節は「日本列島」「日本古代の人々」「日本における中国の影響」の3節からなる。まず、第1課の冒頭では伊弉冉尊と伊弉諾尊をモチーフにした掛軸画を挿画として採用し、『日本書紀』を基にした日本列島の創造の説話が紹介されている。

次に各節の記述についてトピックをあげていくと、第1節「日本列島」では乏しい天然鉱物、資源の源と外国からの防壁となった海、火山地帯といった日本の地理的環境が記述されている。そして、挿画には富士山の写真と日本地図が採用されている。続く第2節「日本古代の人々」では、先住民の狩猟民族の末裔アイヌ、縄文・弥生・古墳の古代文化、古代日本の宗教である神道といった文化と宗教に関する記述がされている。ここでの挿画は縄文土器と石鏃である。最後に第3節「日本における中国の影響」では、中国からの仏教伝来、崇仏派の蘇我氏と廃仏派の氏族の戦い、聖徳太子による政治と仏教・中国文化の奨励、中国式の律令制の導入といった5世紀半ばから8世紀初頭まで記述されている。挿画には法隆寺の御厨「聖徳太子および二王子像」²¹と東大寺の写真が採用されている。しかし、聖徳太子像の図は本来の図を反転したものが使われており、図の説明文中には二王子が“the ladies”と女性として誤認されているといった間違いもある。

(1-2)「第2課 発展する国風文化」の教材構成

第2課の節は「優雅な宮廷」「宮廷文学」の2節からなる。第2課の冒頭では簪（かんざし）が挿画として採用され、『紫式部日記』を基にして11世紀前半の宮廷女房たちの服飾が記述されている。

次に各節の記述についてトピックをあげていくと、第1節「優雅な宮廷」では仏教僧による政治介入、平安遷都、仏教による政治への影響の制限、荘園の形成による貴族の台頭、外戚関係を使って権力を握った藤原一族とその摂関政治、政治指導者としてよりも宗教的象徴となった天皇、真言宗の普及など8世紀から11世紀までが記述されている。そして、挿画には鎌倉時代の紙本『佐竹本三十六歌仙切』の「小大君像(こおおぎみぞう)」²²が採用されている。続く第2節「宮廷文学」では、和歌の隆盛、ひらがなの成立、古今集や源氏物語の創作などが記述されている。ここでの挿画には「神道」「俳句」の2つの単語について漢字とひらがなの2表記とその表記の解説が載っている。

(1-3) 「第3課 将軍の権力」の教材構成

第3課の節は「武家政権」「仏教宗派の発展」「統一された文化」の3節からなる。第3課の冒頭では浮世絵師の歌川国芳(1797-1861)による武者絵が挿画として採用され、『平家物語』を基にして武士の服飾や僧兵の出現が記述されている。

次に各節の記述についてトピックをあげていくと、第1節「武家政権」では藤原一族の支配力の低下、地方貴族の台頭、平氏と源氏の戦い、鎌倉幕府の成立、将軍と大名、モンゴル襲来と神風、元寇後の経済問題、足利幕府の成立など12世紀初頭から17世紀初頭までの「日本の中世」に関して記述されている。そして、挿画には漆工品である中世の鞍橋(くらぼね)、桜の花と武士のイラストが採用されている。さらに、「時代の瞬間」と題して“A Samurai”について1ページを費やしている。侍がモンゴル襲来に備えるために鎧(よろい)を身につける様子のイラストが載っており、兜(かぶと)や太刀(たち)などには説明文が付されている。続く第2節「仏教宗派の発展」では、阿弥陀信仰の浄土宗や日蓮宗など新興仏教、禅について記述されている。ここでの挿画には阿弥陀仏画が載っている。第3節「統一された文化」では禅の影響を受けた中世日本文化として茶の湯、能、石庭などが取り上げられて、それらの挿画も数多く載っている。

(1-4) 「第4課 鎖国体制の日本」の教材構成

第4課の節は「強大な幕府」「階級統制」「斬新な文化」の3節からなる。第4課の冒頭では浮世絵の歴史画が挿画として採用され、小瀬甫庵(おぜぼあん)『信長記』(1622年)を基にして織田信長の激しい戦記が記述されている。

各節の記述についてトピックは、第1節「強大な幕府」では足利幕府の弱体化と戦国大名の登場、火縄銃による織田信長の戦闘法、織田信長と豊臣秀吉の支配、徳川幕府の成立、鎖国について記述されている。そして、挿画には大阪城、徳川家康像、日本刀が採用されている。続く第2節「階級統制」では、士農工商の仕組み、参勤交代の説明が載っている。ここでは参勤交代の大名行列をモチーフにした挿画が載っている。第3節「斬新な文化」では町人文化の発展として、歌舞伎、俳句などが載っている。挿画は文楽の人形、歌舞伎座の絵が使用されている。

(2) Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書における日本の記述の特徴

以上のように Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書が教えている日本歴史の記述についてトピックをあげて見てきた。そこで、次に、その内容がどんな特徴をもっているのかを述べ

ていきたい。

(2-1) 通史的な捉え方

教科書の構成には、日本に対してどのような問題意識をもって歴史的事例や歴史上の人物を見出すのかということが反映されているものである。この教科書の章構成を見る限りでは、日本の古代から徳川幕府時代までを通史的に教えているようである。つまり、この教科書の大きな流れは、日本独自の文化と政治的支配過程がどのように形成されてきたかということとを古代から徳川幕府時代にかけて学習しようとしているのである。その流れは日本の多くの高等学校で現在使用されている山川出版社『詳説 日本史』²³の流れにほとんど共通している流れである。ただ、紙面も限られているため、政治的権力を掌握した人物とその者による政治支配の特徴、その当時の文化を表面的に追って教えているにすぎないと言わざるを得ない。

この教科書と山川出版社の教科書にほぼ共通に見られる叙述を各課ごとに見ていくと、第一課では縄文・弥生・古墳文化の説明、大和朝廷の出現、中国からの仏教伝来、崇仏派の蘇我氏と廃仏派の氏族の戦い、聖徳太子による政治と仏教・中国文化の奨励、律令制を進めた大化改新などがあり、第二課では平安遷都、平安時代の優雅な貴族文化、藤原一族による摂関政治、荘園の形成、真言宗の普及などがある。続いて第三課では日本における中世として鎌倉と室町幕府時代を取り上げて、平氏の台頭、平氏と源氏の戦い、源頼朝による武士政権の誕生、鎌倉幕府による権力掌握、元寇、鎌倉幕府の弱体化と足利幕府の誕生、仏教の宗派の増加などの記述がある。最後に第四課では、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康による政権確立について人物に着目した記述、徳川幕府の政策（士農工商、鎖国など）、町人文化がある。

以上にあげたように、Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書と山川出版社の教科書とが取り上げている歴史的事例や人物には共通に重なるものが数多くある。しかし、それらの共通する叙述について言えば、山川出版社の教科書については天皇主導の政治つまり天皇の親政政治を中心にすえて歴史が編まれている印象をうけるが、Houghton Mifflin 社出版の教科書は天皇についての固有名詞はなく、政治転換があった時期に天皇が政治の実権を手中にしていたか否かを明示するに止まっている。これは天皇に対するそれぞれの教科書の問題意識の持ち方に相違があるためであろう。

(2-2) 天皇の扱い方

そこで、Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書が天皇について記述したことで、現行の日本の教科書では見られない特徴をあげておこう。Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書は日本の特異性を見出そうという問題意識をもって天皇について叙述をしていることが確認できる。

まず、Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書の日本についての記述は、冒頭から『日本書記』の「神代」に基づいた天地開闢から始まっている。ただし、ここで『日本書記』を取り上げているのは、戦前の修身や国史等の国定教科書が万世一系の天皇の歴史的事実として教える目的で『日本書記』を取り上げているのとは違う。Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書では『日本書記』の「神代」に基づいた天地開闢や天照大神などの神々の存在は歴史上の事実としてではなく、あくまでも神話上のことであることを説明している。ここで『日本書記』の記事を取り上げているのは、第一に天皇“emperor”の説明のため、第二に日本の島国という地理

的状況が神話に記述されていることを示すためである。

日本の天皇については、そのような血縁に基づいた皇位を持たないアメリカ人にとって、天皇の特異性は際だっており、天皇の背景や継承されてきた理由といったものを知りたいと考えるのが当然である。しかし、天皇の背景や皇位継承の理由などを説明するのは困難であったのだろう。Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書では、『日本書記』という神話において天皇が天照大神“the sun goddess”の子孫であり日本の統治者であること、初代天皇が神武であること、三種の神器が今日でも日本の天皇が皇位の標識であることなどを最初に述べることで天皇の説明に当てようとしているのである。

そして、その後、この教科書では日本の歴史を通説的に教えていく間に、天皇がどのように各年代において当時の政治的支配体制と係わっていったのかを説明している箇所がいくつかある。具体的には、第1課では4世紀以降にかけて大和で政治権力を伸ばした豪族が現在の皇室の祖である豪族であること、第2課では8世紀末の政治改革が天皇主導であったこと、摂関家政治により天皇の存在が政治指導者としてよりも宗教的象徴となったこと、第3課では将軍が天皇に任命されるかたちをとったことが記述されている。天皇が日本の歴史上にその当時の支配体制とどのように連結するのかが説明されながら教えられているのは、天皇は日本を教える上での重要事項であり、そして歴史的に連続して存在しているものであるという認識があるからであろう。

そして、日本の特異的な文化・政治体制を理解する上でも、さらに天皇を知る上でも神道が欠かせないという認識にたち、教科書にも神道の説明を載せている。それによると、神道とは次のように説明されている。「神道は自然界が神霊もしくは神で満たされていると説いている。そして、人々は日本の天皇と同一視されている天照大神への崇拝を行なっている」。さらに、教師用指導書には「日本の人々は、大地は神々によって創造され、統治者は神々の子孫であると考え、それ故に神々が古代の人々を慈しんでいると信じていたのだろう」と説明があり、天皇への崇拝が日本人には神道を通して自然であると整理されているのである。

(2-3) 孤立した島国の日本

Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書では第1課において、日本が島国であるという地理的状況が数多くの神話に記述されていると説明したあと、第1節「日本列島」で日本の地理的環境について記述している。なぜ日本の風土について記述があるのかというと、「日本の文化に最も影響を与えたものは日本の地理的状況と中国である」(教師用書 p. 222) という視点に立って教科書が構成されているからである。その視点にたって日本の風土を解説した結果、この教科書では「島々に住んでいた日本人は、天然の防壁となっていた海のおかげで、自国への人や思想の流れを統制することができた。その結果、日本の文化は中国以外の他の国々からの影響をほとんど受けずに発展することができた」と叙述されているように、島国の日本は海という「天然の防壁 (a natural barrier)」によって世界から隔絶されて日本独自の文化を自国内で醸成することができた、という結論に行き着くのである。この結論はこの教科書だけに見られるものではなく、日本でも見られる。「孤立した島国の日本」というイメージは漠然と納得しそうになるが、実際には朝鮮半島や中国、樺太・千島列島、南洋諸島など船を使った交易は歴史的史実としてもあり、そのイメージは歴史を歪曲した視点に立っているとと言える。このような「日本は孤立した『島国』だから、それは外へは流れ出ないで、島国の中で熟成させる。そのう

えに稲作が入ってきて、日本の社会は農業社会になり、やがて天皇を中心とした律令国家が誕生する」といった論調の考えは「海によって日本国が大陸からへだてられているということを前提として、はじめて成り立つ考え方であり」、史実を無視していると歴史学者の網野良彦は指摘している²⁴。

(2-4) 日本文化への比重

第9章の最初のページを飾るのは鹿苑寺金閣、茶筌と抹茶、豊臣秀吉の肖像画²⁵、東海道五拾三次「戸塚」(安藤広重筆)の浮世絵、能面(女)であり、「視覚で理解する」ことを目的として載せられている。能面(女)は1ページの半分を占めているほど大きく載せられている。「信心深く簡素」である石庭を持った仏教寺院、「自然崇拜」の松尾芭蕉の俳句など、これらは「日本の独自文化と生活習慣を説明する上で、非常に重要な役割を果たしている」と評価されている。そのため第9章では全4課を通して「初期近代」と位置づけられた江戸時代とそれ以前の日本文化への比重を重くして紹介している。特に浮世絵は多く用いられ、第2課では11世紀前半の宮廷文学の説明文の下部に源氏物語を題材にした浮世絵が用いられ、第3課の冒頭では12世紀後半の説明文の下部に歌川国芳(1797-1861)による武者絵の浮世絵が用いられ、第4課の冒頭の16世紀後半の織田信長の戦記の説明文の下部にも戦闘模様の浮世絵が用いられている。このように、18世紀半ばに隆盛を極めた浮世絵のイメージが、この教科書では日本歴史全体を覆っているのである。

これと同様なことが西洋の歴史学界でも起こっている。歴史学者のDowerの指摘によると、Cambridge 大学出版会による各国歴史シリーズ“The Cambridge History of Japan”(1988年)の全6巻のカバーはすべて「江戸隅田川にかかる两国橋を描いた徳川時代の歌川豊春の浮世絵を用いた、優雅なデザイン」²⁶で装丁されている。このような装丁が表す西欧における画一的な日本のイメージから、Dowerは「独特・不変な文化的特質が日本の歴史全体にしみこんでいるというイメージが読みとれる」²⁷と批判している。この「オリエンタリズム」概念は、一八七八年にエドワード・サイードにより知識人界に導入されたものである²⁸と指摘している。つまり、歴史学界でも、教育現場でも、日本文化への偏ったイメージが未だに生き続けていると言わざるを得ない状況なのである。

(2-5) 近代は徳川幕府から

この教科書の第9章の日本歴史の時代区分は「古代」「中世」「近代」の三分法が導入され、採りあげられている期間は紀元前2世紀頃から徳川幕府時代までである。近代に位置づけられた徳川幕府時代の後の日本についてはこの教科書では扱うことはない。この教科書の次にはMc Grow-Hill社の世界史教科書が推薦されているが、それは第10-12学年を対象として、中学校で習ってきた古代から徳川幕府時代までの通史の復習と戦後の日本について戦後改革と産業化がとあげられているだけである。また、合衆国史の指導では第二次世界大戦での日本軍の行動がとりあげている。つまり、社会科教育を全体を通して、明治維新後の19世紀の日本について教えることはないのである。

このように、米国の社会科教育の教科書では、日本の近代の萌芽を徳川幕府に置くという視点によって、明治維新後の19世紀から20世紀前半の日本の歴史は全く抜け落ちている現況なのである。

(2-6) 武士への注目

第3課の目標のひとつが「武士の台頭をもたらした要因を確認し、日本政府への武士の影響を説明する」といったように、教科書の第3課の記述は武家社会の中心となる「武士」を意識した形式になっている。「武士」を意識した記述については、桜のイラストの説明文に「桜は文学や日本芸能の中で武士の象徴として扱われることがしばしばある。それは武士が桜の花が散るのと同じくらい武士の寿命が短いと知っていたからである」とあるように、桜と武士の関係についてとりあげている。また、他の課では見られない特集が第3課にはあり、「時代の瞬間」と題して“A Samurai”について1ページを費やしているのである。侍がモンゴル襲来に備えるために鎧（よろい）を身につけて身支度する様子のイラストが載っており、兜（かぶと）や太刀（たち）などに説明文が付されている。教師用書には「武士道では、戦闘での英雄的な死は武士の最も名誉な到達点であった」とあるように、武士道の解釈も用いて武士についてイメージを与えようとしている。

上記でみるような武士道や武士についての記述は、武士がどのように歴史の変遷をたどったのかというような視点で書かれてはいない。そもそも武士道は江戸時代以降に武士階級を観念的に説いた道徳を指したものだが²⁹、1899年に米国で刊行された新渡戸稲造の英文著書“BU-SHIDO The Soul of Japan, An Exposition of Japanese Thought”によって日露戦争後に各国に「武士道」の観念的な道徳が知られるようになった。教科書の武士の記述は、新渡戸の著書に見られるような理念型の武士像のイメージが大きく影響していると考えられる。教科書の記述は、時代ごとに武士の内実は変わっているという歴史の変遷の欠如と固定化した理念型の武士のイメージであると言える。

(3) Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書における日本の記述の背景

以上のような特徴をもった教科書が作られる背景にはどのような歴史観があるのか、ここで指摘していきたい。

今日のアメリカにおける日本歴史研究の動向は制度上の歴史を表面的に研究するよりも、さまざまな問題意識から特定の問題を深く研究しようとしている³⁰。しかし、それが歴史教育に反映されているかというところではない。教科書を見た上では、前述したように、明らかに偏った東洋イメージを持って編集されているように見える。John W. Dowerの指摘するように、歴史書の“The Cambridge History of Japan”（1988年）でさえその印象をもっているのである³¹。

西欧における日本歴史研究の代表的な問題意識は、日本の経済成長の要因を歴史から探るといふものである。世界の工業国の中で、日本がなぜ急速に発展できたのかを説明する試みはこれまで数多くあった。その中でもYale大学教授のJohn W. Hallは最も影響力のあるひとりである。Hallの代表的な著作“Japan: From Prehistory to Modern Times”は「古代から現在まで日本の政治と日本文化との結びつきをたどる」方法で、日本歴史を叙述することを試みたものである。この歴史書の特徴はなによりも徳川幕府の時期の諸制度と思想・文化に重点を置いていることである。その理由をHallは「1880年代に仕組まれた陰謀はほとんど1945年敗戦に至る必然的な道をたどることとはほとんど関係ない。なぜならば、徳川時代に築かれた武士道は中国本土への日本の侵略、Pearl Harbor, 原爆投下をもたらした要因であると信じている」³²と主張している。

また、1961年駐日大使にも着任したEdwin O. Reischauerも日本の経済成長の要因を歴史か

ら探るという視点で「日本がどのような過程を経て今日に至ったかを、できるだけ簡潔な形で解説したい」³³と「JAPAN: THE STORY OF A NATION」を著し、日本経済の成長の要因を歴史の中の事象に結びつけて叙述している。

このように日本経済の要因を歴史の中から捉えるといった視点は、1960年頃日本経済の成長が注目されて、そのときに「近代化論」と呼ばれた史学上の視点である。つまり、「近代化論」は「その成功の原因を過去のなかに探そうという問題意識が芽生えてきた。徳川社会のなかに日本の工業化、近代経済成長、近代化を準備する条件があったのではないか、という発想である」³⁴。

このような「近代化論」にたつ視点が教科書にもいまだ残っており、日本経済の成長の要因を探るという問題意識が日本歴史を編む中心となり、日本についての理解に影響を及ぼしているのである。Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書でも、徳川幕府時代の記述の同ページに、唐突に現代の日本の産業製品について「カメラ、車、グランドピアノといった日本ブランドの製品」といった記述が加えられていることから、日本経済の成長の要因を歴史上で探す視点が現れていると言えるだろう。

ま と め

以上のように、日本教授カリキュラムが進んでいる Indiana 州を事例にとって、そのカリキュラムと教科書を見てきた。中学では古代から徳川幕府時代まで、高校では古代から徳川幕府時代と戦後の日本の経済成長という、明治・大正・昭和前期時代といった日本の近代史がすっかり抜け落ちている日本歴史を教えていた。

そして、日本経済の成長の要因を探るという問題意識が日本歴史を編む視点として教科書にも見られること、浮世絵や武士などの固定化した日本のイメージが教科書でも強いことなど、Houghton Mifflin 社出版の社会科教科書を通じてそれらの特徴を述べてきた。

以上のことから、米国の社会科教育における日本歴史を指導するときの論点・問題点を整理すると、まず第一に、日本歴史上のいくつかの政治的事件や政治的実権を掌握した人物の記述だけで終わるのではなく、社会構造が時間的に順を追って変化した事実とその事実の背景・要因の関係を追究するような教育内容を構成すること。第二に、日本の近代史を教育内容に含めた構成をすること。第三に経済成長の要因を探る視点を捨てた教科書を作成していくことが早期に待たれるであろうし、今後の課題となっている。

¹ Moffett, James. "On to the Past Wrong-Headed School Reform." Phi Delta Kappan, Vol. 75, No. 8, April 1994, pp. 584-90.

² Carmel Clay Schools. 5201 E. 131st Street. Carmel, Indiana 46033.

³ Foundation Commission on Work, Family, and Citizenship. 1988.

⁴ U. S. Department of Education. Public Law 96-98 of October 1979.

⁵ Educational Research and Improvement Reports and Studies <http://www.ed.gov/pubs/studies.html>

⁶ The National Commission on Excellence in Education, A Nation At Risk: The Imperative for Educational Reform. Washington, D. C.: April 1983, p. 5.

⁷ Kenneth, C. Davis. Don't Know Much About History.(Avon Books.) New York, 1990, pp. 342-346.

⁸ Conant, James Bryant. Education in a divided world; the function of the public schools in our unique

- society. Cambridge, Harvard Univ. Press, 1948, p. 114.
- ⁹ “States should control education ” http://dailynews.yahoo.com/h/nm/20000717/pl/education_hastert_dc_1.html
- ¹⁰ The National Commission on Excellence in Education, *A Nation At Risk: The Imperative for Educational Reform*. Washington, D. C.: April 1983, p. 5.
- ¹¹ “How Japan Build Brains.” *Chicago Tribune*, Sec. 1, p. 12 Nov 24, 1985. “Japanese Lessons for the U. S.” *Chicago Tribune*, Sec. 2, p. 12. Sept. 21, 1985.
- ¹² “Secondary Social Studies: a guide for curriculum development.” Indiana Department of Public Instruction. 1978 Edition. pp. E-31~E-32.
- ¹³ Indiana Public Law 390-1987(ss), SEC.57, p. 3457.
- ¹⁴ “Bridging the Gap, A progress Report to the Citizens of Indiana on Education, ” Indiana Department of Education, 1991, p. 13.
- ¹⁵ *Ibid.*, p. 2.
- ¹⁶ *Quality Count*. *Fortune*, 10 1990.
- ¹⁷ “Education Matters, Foreign Language Grants to Schools,” Indiana Department of Education, March/April 1995, p. 2.
- ¹⁸ “Education Matters, Japanese Teachers Visit Indiana,” Indiana Department of Education, November/December 1995, p. 2.
- ¹⁹ “The Social Studies Proficiency Guide: An Aid to Curriculum Development,” Indiana Department of Education. 1996.
- ²⁰ “Across the Centuries,” Chapter 9: Japan. Houghton Mifflin Social Studies, 1991, pp. 220-245.
- ²¹ 久野健・鈴木嘉吉共著『原色日本の美術』第2巻 1980年改定版 小学館
- ²² 第二図書編集部編『国宝・重要文化財大全』上巻 1997年 毎日新聞社
- ²³ 『詳説 日本史』1998年 山川出版社
- ²⁴ 網野善彦『日本社会と天皇制』1988年 岩波書店 p. 9.
- ²⁵ 「豊田秀吉像」1588年作、京都高台寺所蔵。「豊国大明神として神格化された秀吉」を示していると評されている衣冠姿の肖像画。久野健・鈴木嘉吉共著『原色日本の美術』第21巻 1980年改定版 p. 82 小学館 教科書では本来の図を反転したものが使われている。
- ²⁶ Dower, W. John. 「日本社会像の現在」 岩波講座『日本通史 別巻1 歴史意識の現在』1995年 岩波書店 p. 215.
- ²⁷ 同上書 p. 216.
- ²⁸ 同上書 p. 217.
- ²⁹ 高柳光寿「武士道」『日本文化研究』8 1960年 新潮社 高柳は「武士道」という概念が江戸時代前期の儒学者山鹿素行や貝原益軒などから起こったものであると指摘している。
- ³⁰ アン・ウィルソール「アメリカにおける日本近世史研究の流れ」『視点 日本の歴史』第5巻 近世編 1993年 新人物往来社 P. 330.
- ³¹ Dower, W. John. 「日本社会像の現在」 岩波講座『日本通史 別巻1 歴史意識の現在』1995年 岩波書店 p. 215.
- ³² Hall, Whitney John. “JAPAN From Prehistory to Modern Times” 1971.
- ³³ Reischauer, O. Edwin. 『ライシャワーの日本史』1986年 國弘正雄訳 文藝春秋 p. 3.
- ³⁴ 速水融・斎藤修・中島朝彦編『徳川社会からの展望—発展・構造・国際関係—』1989年 同文館出版 p. 5.